

年金業務・組織再生会議 (第17回)

平成20年2月7日(木)
15:00～16:35
総理大臣官邸3階南会議室

行政改革推進本部事務局

○本田座長 ただ今から第17回年金業務・組織再生会議を開催いたします。

本日の会議におきましては、まず現在検討が進められております社会保障カードに関しまして、その検討状況や今後の方向性、カードの導入が年金業務に与える影響などにつきまして、厚生労働省からヒアリングを行い、その上で質疑を行いたいと思います。

次に、年金業務におきまして、大きな課題の1つとして当会議としても指摘してまいりました電子申請の推進につきまして、その参考とするため、本日は国税庁からその取組状況につきましてヒアリングを行い、その上で質疑を行いたいと思います。

(プレス退室)

○本田座長 それでは、早速でございますが、厚生労働省からヒアリングを行いたいと思います。

本日は薄井社会保障担当政策統括官、黒川社会保障カード推進室長にお越しいただいております。

本日は大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

社会保障カードにつきましてご説明いただきまして、その上で質疑を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○薄井社会保障担当政策統括官 厚生労働省の政策統括官、社会保障担当の薄井でございます。よろしく願いいたします。

お手元に資料1-1、1-2、1-3とございます。資料1-3が社会保障カードの基本的な構想に関する報告書、先日まとめたものでございますけれども、その本体でございます。資料1-2はその要約版、ポイントということでございますが、今日は資料1-1で経過なども含めてご説明させていただきたいと思います。

1ページおめくりいただきましたところに経過が書いてございますけれども、医療・介護・年金などの分野でICカードの導入が検討されないかと。これに先駆ける動きというのはその前からあったわけですが、そこには平成18年から挙げさせていただいておりますが、平成18年1月あるいは7月のIT戦略本部におきまして、医療・介護・年金などの分野におけるICカードの導入について検討するというのがうたわれております。別途、これと並行して、経済財政諮問会議でのご議論を踏まえまして、これは各省事務レベルの検討により社会保障番号に関する実務的な議論の整理というのが、平成18年9月には行われております。

それで、平成19年、昨年に入りまして、こうしたICカードの議論がある中で、まずはやはり医療あるいは介護といったものを効率的に進めるためには、健康面に着目した「健康ITカード」の導入が考えられるのではないかとということが議論になりまして、去年の前半の段階では、その真ん中辺りにございますように、「医療・介護サービスの質向上・効率化プログラム」を5月15日に厚生労働省の方でまとめまして、経済財政諮問会議に報告をいたしました。その中でこれらを効率的に進めるための1つのツール、あるいは国民に利便性を与えるためのツールとして、「健康ITカード」の導入がうたわれました。

もちろん、これは健康と銘打っておりまして、医療保険とか介護とかその辺が主たるターゲットですけれども、○の1つ目のポツにあるように、考えるに当たっては社会保障全体、年金とかその辺も視野に入れながら考えようということがその段階で言われておりました。この「健康ITカード」につきましては、昨年の「骨太」にも書かれたということでございます。

一方で、年金の記録問題は去年の段階からずっとありまして、それに対する政府としての方針を取りまとめましたのが、2ページの上にあります7月5日の政府・与党の取りまとめでございます。皆さんにご案内の「年金記録に対する信頼の回復と新たな年金記録体制の確立について」という文書でございます。その中に、今度は「社会保障カード」（仮称）の導入ということで書かれたということでございます。

先ほど来申し上げておりますような「健康ITカード」、一方で年金の仕事を進める上で「年金カード」があればいいのではないかと、こんなご議論があったわけでございますが、そういったものをいわば集約したような格好で、2行目辺りにございますように、年金手帳だけではなくて、健康保険証、介護保険証の役割を果たす。それから、こういうカードを使うことによりまして、窓口において年金記録を確認できるだけではなくて、自宅でもパソコンを通じて確認ができるようにすると。こういうものとして、導入がそこで書かれたわけでございます。

このことは昨年の7月のIT戦略本部の方でも重点計画の中に、「社会保障カードの推進」ということで書かれました。基本構想につきまして、平成19年内を目途に結論を得るということになりまして、そのための検討の場を昨年9月に厚生労働省に作りまして、「社会保障カードの在り方に関する検討会」ということでございます。

1ページおめくりいただきまして、メンバーはそこに書かせていただいておりますが、座長は今日いらっしゃいます大山先生にお願いしてご議論を頂きました。左の方がメンバーによるご議論、右の方は関係団体、これは医療関係、あるいは医療保険者の関係、あるいは日弁連とか、そういう方も来られまして意見交換を行いました。

そういうことを踏まえまして、平成20年1月25日に基本的な構想に関する報告書が取りまとめられたところでございます。ただ、幾つか選択肢を示しているところもございまして、今後費用なども含めまして選択肢を整理して、更に具体的な検討を進めようということになっているところでございます。

以上が概況でございます。

その次にポイントと書かせていただいておりますが、それは後ほどご覧いただくことにして、6ページをちょっと開けていただきたいと思います。

そこに基本的な構想のイメージと書かせていただいております。先ほど文章でご覧いただいたのと同じでございますけれども、「社会保障カード」というものが真ん中の辺にございますけれども、ICカードとしてそういうものを導入すると。

右の方に行きまして、どういうときに使うかということでございますが、医療機関を受

診する、あるいは介護サービスを受けるときに、例えば、医療保険証、介護保険証として使える。それから、右の上の方ですけれども、「社会保険事務所」と書いてありますが、社会保険事務所に行って年金の相談とかこういう手続を、この社会保障カードを持っていくと簡単に受けられるようになるということでございます。

医療について申し上げますと、右下のところに書いてございますが、今は医療保険証を持って行って受診をするということでございますけれども、例えば保険者が変わられたときも、前の保険証を持っておられて受診をされるといったケースもあり得るわけでございますけれども、この新しいカードを導入することによって、オンラインで即時に資格の確認ができるようにする、あるいは保険証の情報を写し取って診療報酬の請求をされるわけですけれども、そういったときの転記の誤りも無くなるのではないかと。こういった効果がここでは期待できる。このようなものとして右の半分は書かれております。

次に左の方でございますけれども、年金について申し上げますと、年金の記録があるわけでございます。あるいは、医療費の情報というものがあるわけでございますが、オンラインで厳格な本人確認をした上で、そういう記録にアクセスをして自分の記録を確認できるようにするというところでございます。

あと、左の上のところでございますように、こういうカードで個人認証ができるようになれば、社会保険の手続などの電子申請にも役立つのではないかと。大まかなイメージは以上でございます。

それで、7ページから先ほど申し上げました報告書のエッセンス、少し長いですがけれども、整理をさせていただきます。

7ページは、検討に当たりましての基本的な考え方ということでございます。

(1)にございますように、まず年金・医療・介護分野を対象に導入をすると。将来的には他の社会保障として、労働保険などへの拡張可能性を持たせるような仕組みとするというのが1点でございます。

それから、(2)にございますけれども、目標としては利用者の利便性の向上ということと併せまして、医療機関などのサービス提供者、それから行政機関、保険者の事務効率化にも資する仕組みとするということ。

一方で、こういう情報が一元的に管理されて、プライバシーが侵害されるのではないかと不安をお持ちの方もおられますので、そういう不安は極力解消されるような仕組みとすると。

それから、(4)でございますけれども、効率性ということもございまして、関連する仕組みを最大限活用しながら、できるだけコストのかからない仕掛けを考えたい。こういうことを基本的な考え方として整理されております。

8ページから9ページにかけては、今、年金・医療・介護それぞれについてどういう課題があるのかということを書かせていただいております。これらにつきましては、社会保障カードの導入によってこういった問題点が幾つか解消されるということ念頭にこ

の報告書は書かれておりますので、10ページに進みたいと思います。

先ほど申し上げましたように、いろいろな課題があるわけでございますけれども、社会保障カードの導入によりましてどのような効果が目指されるのかということでございます。

まず、年金・医療・介護各制度にまたがるものということで申し上げますと、利用者にとりましては、1枚のカードで年金・医療・介護の給付なりサービスなり、あるいはもろもろの確認とか、こういったことができるようになるというメリットがございます。

それから、事務面でございますけれども、今は医療保険でいきますと各保険者がそれぞれ保険証を出しているわけですが、そういう必要が無くなって事務負担が軽減される。それから、制度や保険者をまたがった異動というのが当然あるわけでございますけれども、その際にも個人を容易に特定できますので、例えば制度間の併給調整などの事務負担の軽減が図られるということでございます。

次に年金について申し上げます。

これは今回のここでのご議論にも関係すると思いますが、利用者にとりましては、例えば自宅のパソコン、あるいは社会保険事務所に設置する専用端末から、常時かつ安全、確実、簡便に自分の年金記録の確認ができるようになることで、安心できるということでございます。これは具体的には、そうやって確認ができるようになれば、将来窓口に来て年金の相談をされる、電話で相談されるということもあるかも分かりませんが、こういう仕組みで記録の確認がきちっとされていけば、年金記録の誤りが減少するということも期待できるかと思えますし、それから節目節目というか、タイミング、タイミングできちんとした記録が固まっていくということになりますので、裁定のときのチェックなどが楽になるという部分はあろうかと思えます。

それで、2つ目のポツでございますけれども、健康保健証、介護保健被保険者証と一体のものとなりますので、例えば年金手帳の保管場所が分からないという方もいらっしゃる、そういうことが起こりにくくなる。それから、オンラインでの年金の裁定請求などの手続が利用しやすい環境になると。こういったメリットが利用者にとってあろうかと思えます。

それから、事務面での効果ということでございますけれども、ここは現在ユーザーID、パスワードを発行することによりまして、パソコンから自分の年金記録が確認できるようになっているわけですが、こういったユーザーID、パスワードの発行といった事務負担が軽減されるということ、あるいは年金手帳の再発行とか窓口手続に関する事務負担が軽減されるということが期待されようかと思えます。

11ページをご覧いただきたいと思えます。

今度は医療保険・介護保険の方でございます。

これは1人1枚のカードで、制度を移っても保険証として使えるということをおねらっておりますので、住所の異動とか転職があった際にも、健康保険証を保険者に提出・返却する必要が無くなりますし、保険者が異動しても、介護保険被保険者証の方も保険者に返す必要が無くなるということ。

それから、あらゆる保険者で健康保険証が1人1枚のカードとなりますので、その結果といたしまして、様々な手続が簡素化される。特に、標準負担額減額認定証や介護保険負担額減額認定証などについては、これは所得に応じて変わったりするわけですが、こういうものを別途持つ必要も無くなるだろうと。

それから、医療保険の資格喪失状態であることの把握が可能になりますので、手続漏れの減少が期待できるということ。

それから、4つ目のところにございますけれども、レセプトとか健診の情報などをオンラインで確認することができる。

事務面での効果でございますが、先ほども絵のところでも少し申し上げましたけれども、レセプトへの転記ミスによります医療費の過誤調整事務が無くなるということ。

それから、医療保険の未加入の状態とか二重加入の状態の発生といったことが容易に確認できるようになるということ。

それから、これは医療機関サイドでございますけれども、オンラインによって資格の確認ができますので、医療費の過誤調整事務が減少するという。

最後にその他ということで、行政機関への電子申請が行いやすくなる。あるいは、ICチップでございますので、容量にもよりますけれども、空き領域に追加的な機能を持たせることも可能になる。それから、ICチップに情報を入れますので、プライバシーの保護には優れたものになると。更に、行政機関の窓口の事務負担の軽減。このようなことが挙げられようかと思えます。

それで、12ページからは、社会保障カードを導入するに当たって、どういうところに留意をしなければいけないかということを経つか整理をさせていただきます。

これは関係団体のヒアリングでも出たわけでございますけれども、全体としてよく考えなければいけないのは1つ目のポツ、個人情報の保護とセキュリティの確保ということでございます。それから、2つ目のポツはいわゆるデジタルデバイドの関係。

それから、(2)のところは、被保険者証とか資格確認、特に医療保険などが中心になるわけですが、パスワードのようなものを導入すると、例えば救急のときにどうするかとか、幾つか技術的な問題がそこに挙がっております。

それから、13ページでございますけれども、情報、これは年金情報などを閲覧することができるようにするというのが1つの大きな眼目でございますけれども、情報の流出とかプライバシーの保護という観点からの方策というのを併せて考えなければいけないだろうということでございます。

それから、(4)のところは今申し上げたことともつながりますけれども、個人情報が本来の目的を超えて読み取れないようにしなければいけないということなどが書かれています。

以上のような議論を踏まえまして、14ページからは社会保障カードの要件などについて書かれています。

社会保障カードの要件でございますが、これは先ほどの絵のところでも申し上げましたが、セキュリティへの配慮ということを考えると、ICカードが望ましいということでございます。

以下、例えばICカードですけれども、技術が変われば切り替える必要があるので、有効期限を設けるなどが書かれております。

14ページの下の方でございますけれども、社会保障カードに収録する情報についてでございます。

これはたくさんの情報をカードの表面なり、あるいはICチップの中に入れますと、その情報が変わるときに書き換え手続が要するということになるわけです。そういうことを考えますと、こういった手続は必要最小限の方が望ましいので、本人確認のために必要最小限の情報に、収録する情報は限ろうというのが1つめのポツでございます。

それ以外のデータにつきましては、カードに入れるというよりはデータベースにあって、そのデータベースにアクセスして確認をすることとするというのが2つ目のポツでございます。

それから、カードに収録する情報のうちで、ICチップに入れる情報とカードの券面に書く情報というのと両方あるわけでございますが、券面の情報だと誰でも拾ってしまえば見られますので、券面に記載する情報は極力少なくするということが書かれております。

それから、15ページでございます。

社会保障カードを導入する際には、やはり鍵となる情報が必要だということでございます。上のところに線が引いてございますけれども、各保険者で今それぞれの記録の管理をしておりますけれども、これが同一人物であることが特定できるように関連付けというのが必要になると。

その上で、カードの方にはその加入者をこの人だと特定するためのキーとなる情報がないといけないということで、これはどういうスタイルを採ろうと必須のことでございますが、そのキーとなる情報をいかにするかということでございまして、ここは様々な議論がございまして。

案の1にございますように、各制度共通の統一的な番号、諸外国でも例があるので、そういうものを利用すればいいではないかというご議論もございましてけれども、一方でそういうことに対しましては、いわゆる個人のセキュリティというか、プライバシーとかそういうところから問題があるのではないかというご指摘もございました。

それから、案の2はカードの識別子を利用するというので、カードの方に特定できる情報を置いておく。

3つ目は、各制度の現在の被保険者番号を利用する。

4つ目は、氏名、生年月日、性別、住所、基本4情報とよく言われますけれども、それをカードに収録して同定できるようにするというので、ここは4つの選択肢を挙げておりまして、これはこれからのご議論を踏まえながら整理をしていくということでござい

す。

16ページをご覧いただきたいと思います。

セキュリティあるいは利用制限などについてでございますけれども、不正アクセスの防止、あるいは資格情報のセキュリティ対策、こういったものが求められるということでございます。

それから、オンライン上で様々な手続をする際には、やはり厳格な本人確認がなされなければいけない。そのための仕組みが必須であろうということで、これは公的個人認証サービスというものが既にあります。必ずしも大きく利用されておられませんけれども、こういったものの活用を検討するということが書かれております。

それから、利用制限でございますけれども、これは本人の承諾なく収録情報が利用されるということはプライバシーの観点からも問題ですので、収録情報に応じた適切な利用制限を検討する必要があるということで、住民票コードの場合ですと、告知要求制限であるとか、あるいはデータベース構築の禁止であるとか、こういったことがうたわれておりますし、それから既にご覧いただけます基礎年金番号についても同等の保護措置が設けられておりますが、こういったものも参考にしながら利用のチェックをしていくということであるかと思います。

それから、17ページからでございますけれども、社会保障カードの発行についてでございます。

これにつきましては、カードの運営責任を持つ主体をどうするかということ、つまりカードの発行主体をどうするかということと、それから具体的にカードの交付事務をつかさどる主体をどこにするかと、この2つの議論がございます。

まず、カードの発行主体でございますけれども、現在は、制度により、国、市町村、健康保険組合など、それぞれの保険者が出しているということでございます。社会保障カードを出すとすれば、各制度の保険者がカードの発行主体に健康保健証などの発行事務を委託するなどの制度的な整理が必要となるかと思いますが、どの主体がカードの運営責任を持つ主体となるかについては、今後検討するということにしております。

それから、具体的なカードの交付事務を誰がやるかということでございますけれども、これについても厳格な本人の確認、それから利用者の利便性、費用対効果といったことを踏まえて検討する必要があると思いますが、市町村、医療保険者、年金保険者たる国、この3つの選択肢を挙げて、今後の検討ということにいたしております。

それから、18ページからはコストとの関係でございます。まだ必ずしも詳細は煮詰まっておりますので、どれぐらいのコストが掛かるかという計算までは今回はしてございませんけれども、いずれにしても既にある仕組みなどを最大限に活用しながら、費用対効果に優れた仕組みにすることが重要であるということでございます。

それから、2つ目のポツでございますけれども、平成20年4月から、最終的には平成23年までにということになるわけですが、レセプトオンライン請求というのが義務化

されていくということでございまして、その際には医療機関と審査支払い機関がネットワークで結ばれることになり、医療機関などのIT化が整備されていくことが想定されます。それから、これは別途内閣官房でご議論が進んでいますが、電子私書箱の議論がありますので、こういったことの関連も踏まえながら検討するというところでございます。

それから、18ページの一番下の※をちょっとお話ししておきたいと思います。

住基カードというのが既にあるので、そこに社会保障カードの機能を持たせてはどうかというご議論もこの検討会でも出ました。ただ、現在の仕組みは各市町村が住基カードを発行するという仕掛けになっておりますから、仮にそれをそのまま前提とすると、市町村にまたがる住所変更の際には再発行が必要となるという点は留意が必要ということが書かれております。

19ページでございますけれども、先ほど試算はこれからと申し上げましたが、選択肢を更に具体化した上で試算を行って、受益と負担の関係も踏まえながら検討を進めていきたいということでございます。

それから、20ページはその他ということで書かれてございますが、身分証明書などとしての機能、顔写真を入れるかとか、こういうときの取扱い。それから、1億枚以上のカードが出るということでございますので、移行期をどう考えるかということ。こういったことも議論しなければいけないということでございます。

最後、21ページでございます。

一連の昨年9月からの検討会のご議論を通じまして、関係団体などとも意見交換をいたしましたけれども、必ずしも社会保障カードのイメージがはっきりしないと、そういうイメージがはっきりしないままのご意見ということもございました。そういう意味では、今回のこの検討会の報告、まだまだ詰めなければいけないところがございますけれども、そういうねらいをよく分かっていたいただきながら、これから国民的なご議論をお願いしたいということでございます。

そういうことで、先ほど申し上げた検討会でございますけれども、元々は基本的な構想の取りまとめまでお願いしておったわけでございますが、これから更に引き続いての議論をお願いしたいということでございます。

先ほど申し上げました、昨年7月の政府・与党の取りまとめの中では、平成23年度を目途に導入するということになっております。そういった大きなスケジュール感も意識しながら、これからご議論を引き続きお願いし、検討を進めてまいりたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

○本田座長 ありがとうございます。

なお、先ほどご紹介がありましたけれども、大山委員がこの検討会の座長でもいらっしゃいますので、この際特に留意すべき点などがございましたら、お話しいただけると幸いです。よろしく申し上げます。

○大山委員 社会保障カードの構想については、今、薄井統括官からお話がありましたよ

うに、システムの組み方で経費が大幅に変わります。どこが発行し、どこが責任を持つかで大きく左右されます。また、統一番号を導入するかどうかでもシステムの構成が大きく変わります。こういったことを踏まえ、ステークホルダーである医療機関などの関連する方たちと意見交換をさせていただきましたが、形があまりにも漠然としていてよく分からないということもあり、今回はこのような形での取りまとめることになりました。

統括官を始めとする今のメンバーとも話をさせていただきながら、まずは全てのケースで費用対効果を含めてどうなるのかを検討はしていますが、その差は非常に大きくなると予想されます。この辺のところは少しずつ細かいところを詰めていきたいと考えています。

ここから、私自身の個人的な意見ですが、ここで言っている一番大切な点は、カードの中にあまり情報を入れないということです。一見奇異に聞こえるかもしれませんが、実はネットワーク上にある情報にアクセスする鍵だけを入れる方法が有力です。鍵だけを入れるので、万が一紛失したりしても、錠と鍵をセットで交換すれば済みます。再交付ができると同時に、紛失したカードについては、不正行為などを防止するためにいわゆるブラックリストで自動的に止めることも可能になり、カードと情報の安全性は大幅に向上すると期待されます。

ただし、24時間いつでも情報にアクセスできる環境を作ろうとすると、例えば年金記録の閲覧や健康保険証の有効性確認を24時間いつでもできる状況を実現するには、システム側の負荷もかなり大きくなります。この辺のところは先ほどこの資料の中にもあるように、内閣官房の方で検討している電子私書箱や、それから要素技術として重要な公的個人認証サービスなどをどう組み合わせる最適なシステムを組むかを現在考えているところです。もうしばらくお時間を頂ければ、案としてお示しできるのではないかと思います。

以上です。

○本田座長 それでは、ただ今のご説明に、ご質問なりお考えなどがありましたらお願いしたいと思います。

まず、私の方から1点だけですけれども、平成23年度にという話がありましたけれども、その時間的な展望はいかがでございますか。

薄井社会保障担当政策統括官 平成23年度ということを考えますと、最終案が固まった段階で、すぐにシステム構築が必要になります。それには当然時間が掛かります。したがって、できるだけ早く基本的な考え方、コンセプトを取りまとめる必要があると思います。

一方で、この話というのは、やはり国民の皆さんの理解を得ながら進めないと、なかなか進まないというところがございます。そこをよく見ながら、大きなスケジュール感を持ち、大山先生のご指導も頂きつつ検討を進めたいと考えています。

○本田座長 どうぞ。

○大山委員 せっかくこういう話をしているので、僕はあちら側に座って説明するのが本当はいいのかもしれませんが、参考までに申し上げます。パスポートは現在4,000万冊ほ

ど発行されていて、年間発行量が450万冊ぐらいあります。現在のパスポートは電子パスポートになっていますので、発行の手間はほぼこの社会保障カードと同じぐらいと思われる。その状況下で1億枚を超えるものを発行するとなると、1年で発行するのは非常に大変な作業になると予想されます。現実に発行していくのに要する時間を考えると、経過措置をどうするかが重要な検討課題になります。その辺のところ含めて、これからしっかりと計画を作って詰めていきたいと思えます。

参考までに、パスポートが分かりやすいと思いましたので申し上げました。

○本田座長 八田委員。

○八田委員 セキュリティ確保のためにこの社会保障カードは非常に有効であるというところはポイントだと思うし、そこが強調されるべきだと思います。その一方で、アメリカのソーシャル・セキュリティ・ナンバーは、こういうカードなしに使われているのですが、とにかく統一した番号を持つということのメリットは大変大きいと思うのです。

元々これは健康カードで始まったから、この番号自体は何を中心にするかということが、いろいろなオルタナティブが議論をされたのでしょう。今や番号がなかったために年金についてのシステム化が非常に難しかったために大問題が起きたということが明らかになった以上、基本的には基礎年金番号をそのまま使って、そして更に20歳以下の人に対してそれを付与するところから出発するのはいかがでしょうか。特に健康保険のことをやるなら赤ちゃんから必要になるのでしょうから、まず、それをやってみようか。このカードを導入するためには、多少の問題が発生したり、遅れが発生したり、システムのことですから予期せぬことがあるだろうけれども、番号を使って様々なことを管理できるということは始められるのではないかと思うのですが、そういう2段階に分けて考えること、及び基礎年金番号を手取り早く使うということに関しては、どういう問題があるのでしょうか。

薄井社会保障担当政策統括官 年金についてだけ申し上げますと、今20歳になった人には職権適用をやっていますから、基礎年金番号を皆さんお持ちなのです。職権適用をしなかった時代の方はどうするかという話がありますけれども、それ以外の方は基礎年金番号を皆さんお持ちです。中には複数持たれていたり、いろいろなことがあって、それらも含めていろいろな問題が起きているわけですが、年金の世界だけを考えると、基礎年金番号できちっと管理をするということが、今先生がおっしゃったようなことができればできる。

ただ、従来はその基礎年金番号とその人との関係、複数発番とかということも申し上げましたけれども、それが私なら私に1つの番号できちっとリンクをしているかという、必ずしもそこにリンクができていなかったという問題があって、それは今回の年金制度改革の中で、住民基本台帳の情報と基礎年金番号をリンクさせることができる。確かこれも平成23年度を目途にそういう情報を頂けるような形になるわけなのですけれども、そういうことによって、そこまでできれば、一応年金の記録の管理というのはある程度できるのだらうと思えます。

ただ、それだけではとどまらず、やはり年金の適用と医療保険の適用というのは大体リンクをしていますから、そういうことを考えると、それらも併せたような社会保障カードの導入が適当であろうというのが一連の議論の経過でございます。

○八田委員 それはそのとおりですが、基礎年金番号というものがせつかくあるのだから、それはそれで使って、20歳以下については新しい番号の発行の仕方を考えれば済むのではないかと思うのですけれども、それはどうなのですか。

薄井社会保障担当政策統括官 そういうお考えも分かりますので、また検討会の方でもご議論を詰めていただきたいと思います。

○八田委員 検討する必要がある問題点は何でしょうか。前からある番号を利用するというのはごくごく自然に思えます。また新しくいろいろな番号を導入するというのは、反対が出て、実行が遅れるに決まっているような気がするのです。

薄井社会保障担当政策統括官 そこは、実はこの社会保障カードは先ほど申し上げたように、必ずしも新しい番号を入れるという選択肢だけではなくて、既存の番号があつて、その番号を何らかの格好でリンクをさせるという形の使い方もあります。どの仕方が一番効率的で、かつセキュリティとかそういうものにメリットがあるかというのは、更に詰めましようということでございます。ですから、八田先生がおっしゃったように、基礎年金番号を生かしながらやるという手法も当然あると思います。

○本田座長 いいですか。

○大山委員 住民基本台帳ネットワークを含めて住民基本台帳カードにも関与してきた者として、一言だけ申し上げたいと思います。今の八田委員のご意見は、私も個人的にはごもっともだと思います。しかしながら、現状では住民基本台帳に使われている住民票コードは、別表に挙げられている範囲だけでのみ、使えることになっています。そして、その利用目的、利用範囲が明確にされ、その他の領域には、告知要求を禁止しています。更に、それに違反した場合の罰則規定なども法令に記されています。この番号については、新聞などの報道を見ていると、現在も裁判で争っている途中です。

このような背景から、基礎年金番号と住民基本台帳が使っている住民票コードとの関係は、今薄井統括官が言われたとおり、基礎年金番号の多重付番を解消することなどを目的として、住民票コードとの突き合わせが行われつつあります。この意味で、基礎年金番号についても利用範囲の限定がかかっています。

したがって、例えば医療保険に使おうとすると、新しい番号を導入する、ないしは今の基礎年金番号の利用範囲を拡大するということになって、どちらにしても必ず法改正を必要とすると思います。

どれを選択するかを含めて、私が座長を務めている社会保障カードの検討会では、結論を出す、あるいは推奨するものを決めることは、まだできなかったということです。引き続き検討する時間をいただき、国民的な議論をしていただいた上で決めるべきだと思います。もちろんシステムを作る側から言えば、皆さんがおっしゃるとおり、統一番号があれば非

常に簡素化できることは間違いありません。

ただし、番号で個人は特定できますが、セキュリティ面から見ればそれだけで十分ということではありません。例えば基礎年金番号のみで年金記録を閲覧できるようにすると、他の人の番号を知った途端にその人の情報が漏れることになります。したがって、この社会保障カードは個人を特定するだけでなく、間違いなく本人しか見られない形を実現する機能が必要と整理できるのではないかと思います。

すみません、私が説明するなら、あちらに座らなければいけないような気がいたしますが、住基ネットの関係がありましたので、統括官はお話しにくだらうと思ひまして、私の方から補足しました。

○本田座長 私もつくづく思うのですけれども、国民経済的に大変無駄なことが行われ過ぎていてのではないかと。先ほど大山委員もおっしゃったように、個人情報のセキュリティ、個人情報の保護とか言いますが、これは個人的な見解でありますけれども、住所、氏名、年齢は、私はそれほど秘密事項ではないと。せめてそのぐらい1本にすれば、いろいろな問題が解決するのではないかと。だから、この社会保障カードも、余り欲張っていろいろなものを入れようとするのではなくて、最少限の情報を入れて、その後それぞれの情報をどうつないでいくかという、そちらのシステム開発がいいのではないかと思います。

住民票コードの方の問題にしても、市町村をまたがる住所変更の際には再発行が必要になる点に留意が必要だからまた別途と言いましたけれども、別途にしない方がいい方法を考えていいのだと思うのです。先生、是非法律改正の方を。やはり国民経済的な無駄というのは非常に多いのではないかとこの感じがしてならないのです。

○山本内閣府副大臣 皆さんの個人の情報公開に対する拒否反応というのは大変強くなりましたので、法律を作ることも非常に難しいですね。

○本田座長 結局、それも皆の税金でやることなのですね。

○斎藤委員 デジタルデバインドのことでお伺いしたいのですけれども、それがどう関連してくるのかちょっとぴんときません。自分の記録を閲覧したいといったときに、パソコンを使えないというのは分かるのですけれども、例えば病院に行ってカードを出せば、病院の方が処理をするので、ご自分でできない方でもそれは特に不都合はないわけです。デジタルデバインドというのはどういうときに問題が発生するのか教えていただけますか。

薄井社会保障担当政策統括官 デジタルデバインドという言葉を使ったのが良かったのかどうかはあるのですけれども、医療機関の受診の際には、そんなパスワードを入れないと読めないということにすると、ご本人が非常に重篤な状態で行かれて、受診までに手間が掛かるということになるので、多分それは難しいだろうと。医療機関の方でその情報を読むための医療機関の方のパスワードというか、それは必要だと思いますけれども、そこはそういうことだと思います。

検討会で結構議論になりましたのは、例えばご高齢の方で、パソコンを自分で使えない

人がいると。そういう人が自分の年金の記録を見たいときに、家族に代理してやってもらうときはどう見るのかとか、そんなご議論がございました。そういうときに誰かサポートする人をどう考えるのかとか、あるいは特に認知症になられたような方のときにどう考えるか、そういうことも応用の中では考えていかなければいけないということであろうと思います。

○本田座長 もう一点は、社会保険庁の方にお聞きした方がいいのかもしれませんが、皆さんの方がお考えになって、この社会保障カードが仮に平成23年に入ったときに、新しい日本年金機構における業務へどういう影響が出てくるか。もちろん経費削減への効果もある程度分かりましたら。具体的に何かございましたら。

薄井社会保障担当政策統括官 私も雑駁なことでは申し上げられませんが、多分この社会保障カードを入れることによって、医療保険の方、つまり今度政府管掌の公法人になりますけれども、そちらの方はレセプト点検といいますけれども、こういった事務がかなり簡素化されるのではないかと。

今は支払基金を通してきたものの中にも過誤調整になる場合が2つありまして、1つは医療機関が間違えて入力して請求する場合で、健康保険に加入している人だけども、別の番号になっている場合。それからもう一つは、もう既にその制度を辞められた人がいて、例えば何とか会社の健康保険組合だった人が、市町村の国民健康保険に移ったにもかかわらず、まだ籍が残っていたということで、健康保険組合の保険証で診療を受けてしまった場合。こういうチェックというのは結構手間暇が掛かっているのです。人手でやっていますけれども、そういう事務は減るのだろうと思います。

それから、例えば医療保険の中に高額療養費とか、いろいろな制度があります。あるいは、今度介護とセットしてというのがありますが、こういうときの突き合わせは、社会保障カードがあればかなり楽になるのだろうと思います。

それはどちらかというと医療保険、介護保険で、こちらのご議論の年金ではないのですが、年金について少し申し上げると、先ほども少しご説明の中で申し上げましたが、これの10ページのところに、上の方の年金・医療・介護にまたがるものと、それから下の年金ということで書いていますけれども、1つは利用者にとっていうと、自分で確認ができるとか、紛失しにくくなるとか、それから手続きがオンラインでできるようになるとか、こんなメリットがありますけれども、これはむしろ被保険者、受給者の立場です。これをやることによって、先ほども少し触れましたが、年金相談とかそういうことに来られる方が減るとか、そういう効果は期待できるのだろうと思います。

それから、いわゆる年金の実務の方から申し上げますと、やはりいろいろな制度にまたがる方で、追いかけるのがなかなか大変だ。ある会社を辞めて、いわゆる自営業者になられたとか、そういうときに追いかけるのが大変だとか、そういう話があって、こういうことでつながっていれば、比較的追いかけやすくなる。それは基礎年金番号でもある程度その効果は期待できるのですけれども、そういう効果はあるのだろうと思います。ただ、これ

はむしろ本来やるべきことがきちっとされるという性格だろうと思います。

それからもう一つは、これは経費面となろうかと思いますが、例えば今IDとかパスワードを出すことでその手間暇が掛かっている、これは掛からなくなるとか、それからいわゆる今「ねんきん特別便」と言っていますが、将来的には「ねんきん定期便」という格好で、ご本人に記録をご通知する、年1回これからやりましょうということになっていきますけれども、場合によれば、オンラインでご覧になる方が増えてくれば、その1つの効果として、全く送らないわけではなくて、その定期便を送る頻度を少し減らせる。郵便代が減るとか、こういったメリットはあるのだろうと思います。

非常に雑駁なご説明で申し訳ございません。

○本田座長 何か他にご質問はございませんか。よろしいですか。

○戸井田内閣府政務官 こういうのを導入するときには、やはり一番効果的な方法を使うべきだと思うし、ただ今時期的に見ると、その時期かと。タイミング的にも、国民にも理解を得られやすいし、同時に年寄りも扱いにくい部分はあるけれども、逆にこれだけ進んでくれば、分からない人でも対応できるような、できるだけ簡素な形の仕組みというのが考えられているのだろうと思うのです。

ともすると、こういう議論を始めていくと、何か1つにこだわって全体像が見えなくなってきて、全体像で大変な効果があるものが、たった1つのことに焦点を当てられることによって、すべてが見えなくなってしまう部分があるので、そういうことのないように進めていただきたいという思いがあります。

○本田座長 それでは、ご質問、ご意見もなさそうでございますので、今日のヒアリングは終わりにいたします。

どうも今日はお忙しい中、ありがとうございました。これからまた何かとよろしく願いいたします。

(厚生労働省退室)

(国税庁入室)

○本田座長 それでは、引き続きまして、国税庁からのヒアリングを行いたいと思います。

本日は西村審議官、岡田企画課長、江國情報室長にお越しいただいております。お忙しい中、本当にありがとうございました。

国税庁におきましては、電子申請推進のため、どのように取り組んでおられるかにつきましてご説明いただきまして、その上で質疑などを行いたいと思います。

それでは、よろしく願いいたします。

○西村審議官 ただいまご紹介いただきました国税庁の西村でございます。どうかよろしく願いいたします。

本日は、いわゆるe-Taxの普及に向けた取組につきましてご説明をいたす所存でございますが、その前に資料でございますが、資料2-1と2-2でございます。原則資料2-1に沿いながら、適時2-2を参照するという形でご説明をしていきたいと思っております。

よろしくお願ひ申し上げます。

まず最初でございますが、資料2-1の1ページをご覧くださいませでしょうか。e-Taxの概要でございますが、e-Taxは、国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、合理化の2つの基本的な考え方に基きまして推進しているところでございます。この場におきましては、主に納税者の利便の向上、国民の利便の向上という観点に則しまして、ご説明申し上げたいと思ひます。

「書面で申告」と書いてございますけれども、これまで個人ないしは法人の納税者、ないしは委任を受けた税理士などが書面で税務署の窓口に持参するか、ないしは郵送によりまして行っておりました申告、申請、届出などにつきまして、インターネットを通じて手続を行うことができるシステムでございます。

e-Taxで提出されました申告などにつきましては、受け付けましたデータを改めて入力することなく、内部事務処理のシステムに引き継ぎまして、所要の処理を行っておるということでございます。これが1ページの概要でございます。

2ページをご覧くださいませでしょうか。

(2)でございますが、e-Taxが利用できる手続ということでございますが、国税関係手続約900のうち、ほぼすべてにつきましてe-Taxを利用することが可能となっておりますところでございます。また、すべての税目の納税につきましても、インターネットバンキング、ないしはATMなどを通じまして手続を行うことが可能となっております。

(3)でございますが、これまでの導入状況の説明でございますが、e-Taxにつきましては、平成16年2月に名古屋国税局の管内で導入を開始いたしまして、同年6月に全国で運用を開始したところでございます。その後、利用者の利便性向上のために、システムの安定的な運用及びセキュリティの確保を図りながら、システムの機能や運用の改善などに取り組んできたところでございます。

また、平成18年3月の終わりに行動計画を決定いたしまして、平成19年3月の終わりにそれを改定したということを取りあえずご説明しておきたいと思ひます。中身につきましては、後ほどご説明いたします。

続きまして3ページでございますが、国税関係の約900の手続のうち、年間の申請件数が10万件を超えている手続が42手続ございます。いわゆるオンライン利用促進対象手続と言っておりますが、これにつきましてアクションプラン、「オンライン利用促進のための行動計画」というのをIT新改革戦略を踏まえまして策定をしているところでございます。

ご承知かと思ひますが、IT新改革戦略におきましては、国、地方に対します申請、届出などの手続におきますオンライン利用率を、平成22年度までに50%以上とするという目標を掲げておりまして、この目標を踏まえまして、国税庁といたしましても、ここに書かれておりますとおり、平成18年度以降オンライン利用率を2%、3%、8%、22%、そして最終的に50%となるように設定をし、取り組んでいるところでございます。

ここで国税庁が設定している目標が、4年目、5年目で急激に上がっているところでご

ざいますが、これは、「イノベーションの普及開発モデル」というモデルがあると聞いておりまして、それに沿いまして目標の設定をしているところでございます。

これがIT新改革戦略に沿いました、平成22年度で50%という目標でございますが、その前倒しといたしまして、特に利用者ニーズが高い手続というのがございます。これは、法人の消費税申告のうち税額が4,800万円超の大規模法人、それから印紙税、酒税でございますが、印紙と酒につきましては毎月申告というのが書いてございますが、法人の消費税につきましても、税額が4,800万円超になりますと毎月申告が法律上義務付けられておりまして、このような毎月申告が義務付けられている3手続につきましては、前倒しをいたしまして、平成20年度までに50%が目標ということで、前倒しをして取り組んでおるところでございます。

続きまして、4ページでございますが、それでは平成16年度に運用開始を行って以降どうなっているのかということでございます。利用率が2%とか3%とか言っているわけでございますが、当然分子と分母が問題になるわけでございます。

まず、分母でございますが、オンライン利用促進対象手続の年間申請件数ということで、3,400万件でございます。では分子はどうなっているかということでございますけれども、平成18年度をご覧くださいますと105万件ということでございます。平成18年度のe-Taxの利用件数は105万件ということで、平成17年度に比べまして約8倍に増加ということで、平成18年度におきますオンライン利用率の目標は2%でございますが、これをクリアしているところでございます。

それから、平成19年度はもちろん現在進行形ではありますがけれども、見ていただきますと、平成20年1月末現在でございますが、161万件に達しているところでございます。中身につきましては、色刷りしておりますが、赤が法人税申告でございますが、これが10万件が40万件となっております。法人は決算期ごとの申告になっており、ある程度ばらついております。3月末決算が一番多いのですけれども、それでも2カ月後の申告になります。それに連動しております消費税の申告とか、法定調書につきましても同様です。一方、青色の個人の所得税の申告は、確定申告が始まりますと、そこがまさに年1回の勝負ということになってきているところでございます。

それで、その分子の話につきまして、法人を先にご説明申し上げますと、法人税の申告につきましては、税理士の関与割合が約85%でございます。したがって、税理士及び税理士会に対しまして、国税庁、国税局、税務署が様々な機会をとらえまして、積極的にe-Taxの利用勧奨を行っているところでございます。また、それを受けていただいております税理士会そのものにつきましても、例えば日本税理士会連合会につきましては、国税庁のアクションプランを踏まえまして、自主的な利用目標を設定していただいております。日本税理士会連合会におきましても、非常に協力的に取り組んでいただいております。

また、ここには書いてありませんが、法人につきましては、市販の会計ソフトを利用し

ておられる方が多いものがございますから、それとの連携を図るためにも、e-Taxに対応した会計ソフトを開発してもらわなければいけませんので、各ソフトメーカーに対しましても、幅広くe-Taxの仕様公開ないしは情報提供を行っているところでございます。こういった取組を持ちまして、法人につきましては、利用率を向上しているところでございます。

それから、個人でございますけれども、今は8万5,000件、昨年度は約50万件という数字でございますが、これはまさに確定申告がすべてであります。これにつきましては次の5ページを、これは分母の議論でございます。先ほど分母につきましては3,400万件と申しました。その内訳でございますが、約7割弱が所得税のいわゆる個人の確定申告で、約2,300万件でございます。法人につきましては8.1%でありまして、全国の法人数は300万件弱でございますので、圧倒的に個人の所得税申告の占めるウエイトはおおございます。しかも、その個人の確定申告2,300万件の内訳が下にまたございますが、還付申告が52.1%ということで、2,300万件のうちの半分超ということでございます。1,000万件強が個人の還付申告ということでございます。

どのような理由で還付申告をするのかというのがありますけれども、1つは、年金の関係とか、若しくは中途退職とかいうのもあるのですけれども、やはりご高齢の方もおおございますから、そもそもインターネット環境が整備されているとか、若しくは医療費控除の関係ですと、連年還付もあります。必ずしもそうでもないわけで、年に一度限りということもございますので、そこら辺の方をいかにうまくe-Taxへ誘導していくかということが、私どもといたしましても非常に大きな問題となっているところが5ページのご説明でございます。

それでは、具体的にどういう問題があるのかということで、6ページでございますが、私どもはe-Taxに関しまして毎年アンケートをやっているわけでございますが、一番直近のアンケート、e-Taxを利用しなかった理由というのを書いていただいたところでございます。

棒グラフになっておりますが、大きく分けると、1つは電子証明書の取得に手間と費用が掛かる問題と、ICカードリーダーの手間と費用の問題、それから添付書類でございます。

医療費控除をしたいということで還付申告しようと思っても、添付書類で医療費の領収書が原則は必要でございます。実際に医療費が支払われたか、その中身として適正かどうかを確認するために、医療費の領収書というのをどうしても添付していただく必要があるわけでございます。したがって、それを従来は別途送付しないとけないという問題がございました。

そういった問題のほか、使いづらいつか、受付時間の制限とかございますが、こういった問題が特に個人につきましてはあるものですから、それをいかに克服していくかということ私どもは考えてきたところでございます。

それで、次の7ページでございますが、利用拡大に向けた主な取組とありますが、圧倒的に個人を念頭に置いていただければ結構ですが、個人につきまして、7ページはこれまでの取組とありますけれども、これは平成19年1月、つまり昨年の確定申告期を念頭に置きまして実施したことでございます。

1つは、e-Taxを利用して提出された還付申告書の早期処理ということで、申告を提出していただいてから還付、実際にお金が戻るまでの期間を、頑張って6週間程度から3週間程度に短くするというところでございます。これはいわゆるインセンティブ措置、事実上の運用のインセンティブ措置でございます。

それから、そもそも国税関係手続につきましては、個人の権利義務に非常に影響を与えますし、特に還付の場合、なりすましとっておりますが、その防止のため、本人確認をどうしてもやらなければいけないものですから、原則は、電子署名というのを必要としているところでございます。

原則はそうではあります、但实际上それがハードルを高くしているということであり、昨年の確定申告におきましては、税理士に依頼をしている方につきましては、税理士が本人であることを確認していただければ、本人の電子署名は不要としたところでございます。税理士による代理送信とっておりますけれども、これを昨年、平成19年1月から実施いたしました、昨年の確定申告期におきまして個人の申告件数が50万件というのが先ほどありましたが、これの多くが恐らくこの結果だろうと思えます。税理士によります代理送信という形で、納税者本人の電子署名の問題をクリアしようということをやったわけでございます。

これにつきましては、日本税理士会連合会からの強いご要望もありまして、関係法令などの改正を行い、実現したところでございます。

それから、3番目の○でございますが、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」からe-Taxへの直接送信化ということでございますが、資料2-2の方を少しご覧いただけますでしょうか。

資料2-2の方に国税庁ホームページを一部付けております。これは国税庁ホームページの中に、「確定申告書等作成コーナー」というものがありまして、ここでデータを打ち込んでいただければ確定申告書ができるというものでございます。この作成コーナーは、手前みそでありますけれども、なかなか使い勝手がいいとご評判いただいております。ただ、従来はどうやっていたかと申しますと、インターネットを開いて、ホームページを開いて、作成コーナーで作成した後プリントアウトいたしまして、添付書類と共にそれを紙で送っていただくということをやっていたわけでございます。

それでもかなり便利なものでありますけれども、そこからe-Taxの方へ直接流せられないかということでございます。それを昨年から実施したわけでございます。昨年の段階では、後でご説明いたしますが、添付書類につきましては手当てができなかったものでございますから、e-Taxへ申告書は直接送信もできたわけでございますが、添付書類

はやはり別送していただく必要がありました。ただ、少なくともインターネット環境は整備されておられます人に対しまして、作成コーナーというツールを用いることによりまして、e-Taxへの誘導を図るといふことの端緒は作ったところでございます。添付書類の別送という問題はございますけれども、そういったことを昨年行ったところでございます。

それから、次の○でございますが、所得税の確定申告期におきます24時間受付でございます。

通常期は、平日は午前9時から午後9時まで受付を行ってきたところでございますが、利用が集中いたします所得税の確定申告期につきましては、土日も含めまして24時間受付を行ったところでございます。昨年実施しましたところ大変好評でありまして、本年度は24時間受付のスタート時期を確定申告期よりも前倒しをいたしまして、1月末から実施しているところでございます。

それから、これまでの取組のところ、下2つの○でございますが、利用勧奨とか広報ということが載っております。あらゆる機会を通じまして、税理士会ないしは法人会などの関係団体などに対して、国税庁、国税局、税務署を挙げて実施しております。ご参考となるものとして、資料2-2の中にパンフレット類とか、これは今年の方でございますけれども、ポスターでございます。これを使いまして、利用を呼び掛けているところでございます。

こういった取り組みの結果、昨年度におきましては105万件という数字になったところでございます。

それでは、今現在進行しつつある今年の確定申告期はどうしているのかということでございますが、それが8ページでございます。

まず、最初の○でございますが、これにつきましては24時間受付でございます。実施時期を確定申告期より前倒しをいたしまして、1月末からやっているということでございます。

それから、2番目の○、いわゆる所得税額の特別控除というものと、それから1つ飛ばしまして4番目の○でございますが、初回来署型電子申告というのがあります。昨年度におきましては、電子証明書が要ということが個人にとりましてなかなか負担になっていると、ハードルになっていると申し上げましたが、それをクリアする手段をいたしまして、昨年度におきましては税理士による代理送信という手段を講じたところでございます。今年度におきましては、それは当然まだ残っている、有効なのでございますが、それ以外に2つの手だてを講じております。

1つは、この所得税額の特別控除ということでございます。これは何かということでございますが、この制度は、電子政府の推進のために、電子申請を行う際に必要な電子証明書ないしはICカードリーダーの取得費を、税制面から支援するというものでございます。

具体的に申し上げますと、納税者ご本人の電子署名及び電子証明書を付しまして、所得税の確定申告をe-Taxを通じて行いますと、最高5,000円の税額控除を受けることが

できるというものでございます。これは平成19年分、平成20年分のいずれか1回でございますけれども、實際上、電子証明書の取得ないしはICカードリーダーの取得に対してお金が掛かるものですから、それを税額控除という形で支援していくということでございます。これが代理送信に続きます2番目の手だてでございます。

3番目の手だてが、初回来署型と言っております、上から4番目の○でございます。原則として、いわゆる本人確認手段が要るということで電子署名をお願いしているところですが、昨年度は、税理士がきちっと本人確認をしていただければ、税理士の電子署名だけでいいただろうということにしております。もう一つは、税務署に実際にご本人が来られると、本人かどうかということは税務署で分かります。そういったことで、実際に税務署に来署されました納税者に対しては、ご本人の電子署名はなくても電子申告は可能としております。初回来署型と呼んでおりますが、これによりまして本人の電子署名なしでe-Taxにつなげていこうというものです。

ですから、今年は来ていただきましたけれども、来年からはいわゆるホームページから手続きしていただけないかと、いわゆる電子署名をクリアするための3番目の手段といたしまして、初回来署型の電子申告をこの確定申告で行っているところでございます。

以上、電子署名関係につきましては、3つの手だてを通じまして、何とか克服できないかとしているところでございます。

続きまして、添付書類でございますけれども、8ページの上から3つ目の○でございますが、所得税の電子申告における医療費の領収書、給与所得の源泉徴収票などの第三者作成書類、納税申告をする本人ではなくて第三者が作成した、医療費であれば病院ですけれども、その作成書類の添付の省略ということです。

これまではe-Taxで所得税の申告書の提出をしていただいた場合でありまして、源泉徴収票ないしは医療費の領収書につきましては、別途郵送していただく必要がありましたが、税制改正を行いまして、この1月以降は所得税の確定申告をe-Taxで行いますと、医療費の領収書など所得控除に関するすべての書類や給与所得の源泉徴収票などにつきましては、記載内容を入力して送信していただくことによりまして、その提出が省略することができることとしてございます。ただし、現物につきましては、本人が3年間保管していただくということが必要でございますけれども、取りあえずといたしましては、添付して別送するというのをしなくてもいいというように税制を改正したところでございます。

こういったことによりまして、添付書類の別送という問題を何とかクリアできないかということをやっておるところでございます。

それから、8ページが一番最後の○でございますが、利用者識別番号などのオンライン発行でございます。

従来e-Taxをご利用いただくためには、事前に所轄の税務署に開始届出証を提出していただきまして、利用者識別番号などを取得していただく必要があります。これまでは

この番号の通知を書面により行っておりました。そういったしますと、どうしても利用者のお手元に届くまでに10日程度掛かっていたわけですが、これをオンラインで行うことによりまして、即時にこういった番号が取得できるということになったところでございます。

また、税理士の方が代理で届出手続を行えるようにも改善を行ったところでございます。

こういった手だてを講じまして、いわゆる分母の3,400万件のうちの約7割を占めます個人でございますが、大体2,300万件程度、その更に半分を占める還付申告、1,000万件強でございますけれども、こういった個人を対象とした所得税の申告につきましても、何とかe-Taxでやっていただけないかということをお話しして、現在推奨を進めているところでございます。

こういったことによりまして、9ページでございますが、e-Taxの普及のための取組ということで、改めて申し上げるまでもないのですけれども、こういったことをやることによりまして、何とかe-Taxを普及できないかというところでございます。

雑駁な説明で恐縮でございますが、以上で説明を終わらせていただきます。

○本田座長 ありがとうございます。

それでは、ただ今の説明に対しまして、ご質疑をお願いしたいと思います。

斎藤委員。

○斎藤委員 素人の質問ですが、当然仕組みも違う、複雑さも違うのは分かっての上ですが、パスモやスイカが爆発的に普及して、短期間に皆さんが使い出しました。それまでであれば割引の回数券を使っていたような方も、割引もないパスモを、つまりお金を更に払ってパスモを使う。それは、非常に便利で使いやすいからだと思うのです。

e-Taxは、5,000円というインセンティブもあります、非常に便利、けれどもまだ普及が十分でないというのは、やはり使いづらさがあるということなのかと思うのです。ここでインターネット環境が十分でないと6ページでございますけれども、それは非常に小さい割合で、そうではなくてソフトの方が使いづらいとか、そういうようなコメントが多いような印象を受けました。ですから、これももっと簡単に使えるようにソフトの方を改良していただくと、飛躍的に伸びるのではないかと素人考えで思うのですが、そういうものではないのでしょうか。

○岡田企画課長 e-Taxソフトの関係を少しご説明させていただきます。この6ページのアンケート結果のところ、e-Taxソフトが使いづらいという意見があるのですけれども、ここで言っているe-Taxソフトというのは、去年の段階で個人がe-Taxを利用する際に、特別に我々の方から配っていたソフトウェアなのです。それ自体が使いづらいということだったので、先ほどご説明しましたけれども、今年からは一般の個人の方についてはe-Taxソフトをインストールしていただくか、直接ホームページの方からデータを送れるという形に変えております。

ですから、この辺りの、例えばe-Taxソフトが使いづらい、あるいはパソコン操作

に関する部分は、我々の方としては一般個人の方と、それからプロである事業者あるいは法人の方とはちょっと分けて考えて、個人の方にはもうホームページ上から直接データを送っていただく。

もう少し詳しく、例えば法定調書を送らなければいけないとか、事業関係のデータを送らなければいけないというような事業者の方、あるいは法人の方については、別途 e-Tax ソフトを使っていただくか、あるいはもう e-Tax ソフトは組み込んだ形で民間の方で会計ソフトを売っております。こういう会計ソフトを自分の業務用に使っておられる法人事業者の方はたくさんいらっしゃいますので、そういったプロ、セミプロの方にはそちらの方を使っていただくという形で、今年から少し素人の方、素人と言っては申し訳ないのですけれども、不慣れな方とある程度業務でパソコンを使って会計をやっておられる方とを分けて考えていこうというのが我々の考え方でございます。

○西村審議官 ただ、その時々の利用者の意見を聞いて、改良を加えていくことはもちろん大事だと思います。

○斎藤委員 ということは、この6ページのデータというのは古いデータで、これを基に改善はもうなさったということですね。

○岡田企画課長 このデータは昨年の確定申告が終わった後に、昨年まさに確定申告をしたのだけれども、実際に e-Tax は使わなかった方を中心を取っております。ですから、ここにある不満を基に、今年の確定申告用に様々な制度改正をしたということでございます。

○大山委員 1ページ目です。「書面で申告」から「e-Tax で申告」という形で絵が描かれていて、最近かなりの努力をいただいて伸びてきていると実感していますが、「書面で申告」のところのフローを見ると、社会保険庁の考えに近いと思います。右側の方が OCR で入力になっていますが、もし差し障りがなければ、OCR で入力した後、どうやって誤認識を防止する手段を講じているのかを教えてくださいたいと思います。

それから、もし今の予定どおりの50%という目標が達成された場合、削減される手間の見積りがあれば教えてください。それに伴って経費の削減をすぐするかどうかではなく、その分減ればこれぐらいになるはずですというのでも結構です。

最後に OCR の入力をやめて、インターネットによる e-Tax に変えたときに、入力のミスなどが今まで発生していたかどうかを、普通はないと思いますが、そのようなことももし経験があれば教えてください。これらのことは社会保険庁のこれからの業務をより良い方向に持っていくための話に直接関係していますので、是非教えてくださいたいと思います。

○岡田企画課長 まず、OCR の手続について申し上げますと、今確定申告書を紙で提出した場合には、1ページ目が OCR 専用用紙という形になっています。読み込んでいるのは、そのページを読み込んでいるという形になります。実際には機械で読み込んでいくのですけれども、まず最初にエラーとして出てくるのは、字がちょっとはみ出ているとか、

書き方がまずかったということで、その場で読めなかったと出てくるものがあります。それはその場で、それを横によけて、実際に人間が読んで打ち込むと。それ以外は基本的には全部OCRで読んでしまいます。読んで、コンピュータの中に入った後に、それぞれ確定申告書の計算間違いがあるのかどうかというのをチェックしていくというシステムになっています。

それによってどれぐらい効率化が進んでいるのかという部分は、ちょっと必ずしも実際の係数のようなものはないのですけれども、国税庁の基本的な考え方は、現在確定申告に限らず税務申告の件数は非常に増えてきています。増えてきているのですけれども、それに合わせて人が増やせないものですから、基本的にはこういうやや内部事務的な部分を機械化することによって、浮いた人は調査の方に回そうということで、調査の方にシフトしていくという形をとっております。それによって、複雑困難化したりとか国際化している取引の実態に対応していこうという考え方でありまして、その分を例えば予算の形で削るとか、人の形で削るといような形にはなっていないかと思えます。

○戸井田内閣府政務官 本人確認は税理士の代理送信の場合はいいということをおっしゃっていたのですけれども、実際私も税理士から、あなたはこれをやらなければ駄目だと言われたのですけれども、それはそれでいいと思うのです。税理士の代理でどのくらいの件数が、去年でも行われているのですか。

○西村審議官 正確には把握していませんけれども、例えば平成18年度の個人が49万件という数字がありますけれども、おそらくこれの9割ぐらいは代理送信ではないかと。

○戸井田内閣府政務官 これは、例えば社会保険労務士などもそういうところはやはり同じだろうと思います。まして、それが分からない人がそういうところに行けば、それを利用できるということになれば、これは税理士の代理送信がどれだけ関わっているかというのは非常に参考になるのではないかと思います。

それと、西村審議官の名刺をどこかから見せてもらったのですけれども、やはり裏にe-Taxのことを書いているわけです。役所にしては非常に前向きで、宣伝するという意識があるのかなと思いました。そういう意識というのを皆が持つということが、またそういうことを推進していくものにつながっていくのだらうと思うし、かなり複雑な税務のことでも、障害があっても、その方向にやる意思があれば進んでいくのだらうという感じは、あの名刺を見て思いました。

○本田座長 何かございますか。

○大山委員 先ほどの最後の質問ですが、インターネットで送ったために何かトラブルになった例はありますか。

○西村審議官 特に聞いておりません。

○大山委員 一番気にしているのは、入力ミスが年金の場合には多数あったので、電子申告あるいは申請の形をとれば、そこのところなくなるのではないかと期待しているものです。もちろん、出す側も十分確認して出しているということもあるでしょうが。

先ほどのOCRの件ですが、読み込んだ後、確認のための計算をまた手などでやっているのも多分いいのかもしれませんが、読み込んだ内容の誤認識、コンピュータが間違えてOCRで読んで間違えた数字に置き換えるのを避けるために、もう一回紙に打ち出して目視で確認するようなことは行っていないのでしょうかという質問です。

江國情報技術室長 OCR入力をいたしまして、判読できなかった場合などについては、人間の手でそこは訂正をさせていただいて、人間の手で入力をしているということでございます。

○大山委員 とうか、誤認識はありませんか。

○江國情報技術室長 OCRの誤認識でございますか。

○大山委員 そうです。

○江國情報技術室長 数字的に、統計的に取ったものは、ちょっと私どもは持ち合わせておりませんが、今OCRの読み取りの精度というのはかなり上がっているとは聞いております。また、システムが読み取った数字につきましては検算をしておりますので、その場合に、例えば誤って認識しておれば、いわゆる計算が合わないということで、その場合にエラーになりますので、私どもはそれで何らかの再度訂正を行うということはあるかと思っております。

○岡田企画課長 ちょっと補足させていただきますけれども、例えば個人の場合であれば、先ほど言いました確定申告書作成コーナーというところを使いますと、基礎データさえ打ち込めば、あとは全部自動計算していきます。ですから、計算ミスなどはございません。そのまま送られてきますので、それがOCRで読もうが、e-Taxであろうが、OCRで読む場合には全部印刷された文字で来ますから、誤読はないです。

あとは、法人の場合は、全く純粋の手書きというよりも、基本的には会計ソフトを使っておられるところが多いです。エクセルも含めてです。そういうところで、計算ミスというものがそれほど生じているような気はしないのですが。

○山本内閣府副大臣 ちょっといいですか。1つは、アンケートでe-Taxを利用しなかった理由とあります。6ページですか、483人の回答者ということですが、大体何人をお願いをして483人になったのか。というのは、ここに一番多いのは電子証明書の取得に手間・費用が掛かるといって427人とあるのですけれども、電子証明書の取得に手間が掛かるといっても分からなかったのではないかという感じがしないでもないのです。したがって、どれぐらいの人が回答したのかというのがちょっと知りたいというのが1つです。

それともう一つは、税理士が申告をしていただけたということで、大分良くなったということでもありますけれども、先ほど会計のソフトはそれぞれ会社が違うと言われましたよね。年金の方も何でなかなか電子申請が進まないかというのと、やはりソフトは企業によってそれぞれ違うので、なかなかそれが電子化されない。面倒くさいから、違うソフトだから、電子化されないという話を少し聞いているのですけれども、この納税の方については

ソフトが違っても税理士が大分協力をしてくれて、合わせてくれているということなのか、そこら辺をちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○江國情報技術室長 では、アンケートの方からお答えいたします。このアンケートは国税庁のホームページ、e-Taxのホームページに自由にお書きいただくという形式をとっておりまして、実施いたしました平成19年2月から5月まででございますが、アンケートにお答えいただいた件数は約1,900件でございます。そのうちで、アンケートにお答えいただいて実際に使っていなかったという方が先ほどの件数になります。

○山本内閣府副大臣 積極的にアンケートに答えてくれた人だけということですね。

○江國情報技術室長 そうでございます。

○岡田企画課長 このアンケートはインターネット上で取っておりますので、基本的にインターネットに接続してアンケートに答えられるという方は、潜在的にe-Taxをやっていた能力がある方ということでもあり、割とターゲットを絞って我々のご意見を聞いているというのが1点です。

それからもう1点、先ほどの2点目のご質問ですけれども、会計ソフトというのは確かに非常にたくさん数がありまして、様々な会社から出ております。我々の方では会計ソフトを作っている会社とは常に連絡を取っておりまして、我々の方で何かの形でe-Taxのソフトウェア自体、我々の方でシステムが変わるときには必ず皆さんを集めて、どのように変わるのか、いつから変わるのか、どういう仕様になるのか、全部公開いたします。会計ソフトは毎年毎年税制が変わるとバージョンアップしますので、その中にe-Taxの機能も組み込んでいただいて、それを随時変えていただくという形になっていきますので、どの会計ソフトを使っていたとしても、今はe-Tax対応のものであれば、我々の方のシステムにダイレクトに接続することができるということでございます。

○山本内閣府副大臣 ソフト会社とも打合せがあると。

○岡田企画課長 随時やっています。

○山本内閣府副大臣 そこまでしなければ駄目ですね。

○本田座長 八田委員。

○八田委員 こういう新しいシステムをお作りになると、国税庁の中でのシステム対応というのが大変大きな仕事だと思うのですが、これは内部の要員だけでやっていたらいいのでしょうか、それとも外部委託しておられるのでしょうか。

○岡田企画課長 内部に専門の要員がいますし、あと外部とも一緒に協力しながらやっております。ですから、内も外も合わせた形で体制を組んでおります。

○八田委員 その外部委託の場合には、それは随意契約なのでしょうか、それとも一般競争入札で。

○岡田企画課長 一般競争入札です。

○八田委員 毎年業者が変わる……。

○岡田企画課長 変わっている場合もありますし、前の業者がそのまま入札をクリアして

通ってくることもあります。

○八田委員 分かりました。どうもありがとうございました。

本田座長 何か他にありますか。

では、私の方から2点。

1点目は先ほどちょっとお答えになったのですけれども、このシステムといいますか、入れられたわけですが、その導入によって相当効率化が図られた、その分は調査の方へ充当という話がありましたけれども、恐らく費用対効果といいますか、いろいろな検討で何カ年で要員がこうなるというようなご計画があるのではないかと思います、ただ浮いたから調査へ充当するのではなくて、そういう計画を作って国税庁はお始めになったと思いますけれども、そこらはどうかという点が1点。

もう一つは、今のアンケートの問題でもそうですけれども、今年から5,000円でインセンティブという話があります、既に始まっている。その5,000円のインセンティブの効果というのはまだ出ていないわけですね、今後見てからという。また、受付時間を前倒して24時間とすることも1月から実施とおっしゃったので、今どのような感じなのか。もし差し支えなければ教えていただきたいと思います。

○江國情報技術室長 費用対効果でどれだけの数字というのは、なかなか難しいものですから、それにつきましては内部的にも固まった数字というのは特にありませんが、定性的に言いますと、補正事務の削減とか、もしくはe-Taxを使いますと申告書の審査事務も削減できます。あと、今まで申告書を送っていた人に対して送らなくてもいいようになりますので、郵送費の削減などがございます。

それから、申告書の紛失などがあれば大ごとになりますので、やはり2,300万件の申告がありますので、e-Taxであればデータでありますから、機会費用とまではいきませんが、リスクの低減効果というのはやはり計り知れないものがあると考えております。紙で持つことの怖さというのがありますので。

私どもは原則的には、国税は特殊なものを除いては7年保存でございますけれども、そういった意味から、あとは検索の容易化というものもありますけれども、定量的にどうこうというのはなかなか難しいと思いますが、定性的な問題及びリスクないしは機会費用の低減効果というのはかなりあると考えております。

○本田座長 1ページのこういうシステムを入れられるというのは、必ずその辺の切実感なり、いろいろな目的なりがあって、丁々発止に取り組みされたと思うのです。その中に恐らく要員問題などを当然入れながらお考えだったのではないかと思ったものですから、恐らくお持ちではないかと思ったものですから。

○岡田企画課長 それから、2点目のお話ですけれども、足元の状況ということなのですが、実は個人の確定申告につきましては、年に1回ということでこれから始まります。今、事前に還付申告などを出していただいている分は少しずつ出てきておりますので分かるのですけれども、本格的に2月の中旬以降どうなるのかというのは、まだ数字では

分かりません。

ただ、前触れ的にある程度分かっていることは、去年の秋ぐらいから、公的個人認証をまず取っていただかないと e-Tax はできないものですから、公的個人認証も含めて相当幅広く PR をしていますし、あとはターゲットを絞って、やってくれそうな人を中心に PR しています。例えば、パソコン誌であるとか、マネー誌であるとか、そういうものに PR をして行って、なるべく訴求効果の高いような PR の仕方をしています。今、聞いておりますところでは、公的個人認証の取得が秋以降急激に伸びています。相当きついカーブを描きながら伸びているというのは総務省の方から聞いておりますので、実際確定申告が始まれば、ある程度の数字を我々は期待できるのではないかと思います。ただ、その数字がどれぐらいになるのか、現時点では何とも申し上げられないというところでございます。

○斎藤委員 新しいことをすると、必ず反対をする勢力というのはどの組織にもあると思うのですが、今のお話では、アンケートの結果を生かしてソフトを改善したり、非常に柔軟に対応なさっていらっしゃって、抵抗勢力というのが全くないように伺えたのですけれども、そういうものはあったのでしょうか。あったとしたら、それはどのように解決なさったのか教えていただけますでしょうか。

○岡田企画課長 それは組織の内部でということでしょうか、対外的にということかちょっとよく分かりませんが、まず組織の内部ということでは、我々はかなり早い段階から、e-Tax 以前の問題として、大量のデータを扱いますので機械化は相当進んでおります。ですから、先ほど言いましたように、手で入力することはごくまれなケースで、ほとんど全部 OCR で入力しますし、そういうことである程度機械化が進んでいましたので、その延長線上ということ。

あと、確定申告会場が、例年ものすごく混みます。特に住宅地を中心に相当混んで、我々対応する税務署の方でもかなり難儀をしております。そういう点で、家に居ながらやっていただくと、会場の混雑の緩和という点で、我々にとっても非常にメリットがございますので、それを進めていくことについて、それほど大きな内部の抵抗というよりも、むしろどんどんやっていただいた方が、会場整理なども含めて、楽になっていくのではないかとこの部分があるかと思えます。

それと対外的には、例えば税理士の中では、やはりご高齢の方を中心に、パソコン、特にああいう細かい技術になると分からないというような、手書きでごく数件の顧問先だけ抱えてやっておられるような、かなりご高齢の税理士もいらっしゃいます。そういう方々は分からないし、できないとおっしゃる方は多かったのですけれども、それは税理士会と我々税務署の方で協力して、いろいろ研修会を開いたりとか、場合により直接セッティングに行きますとか、そういうことも含めて対応して、高齢の税理士を中心に徐々にやっていただけるようになっていくということでございます。

○本田座長 ご質問はありませんか。

それでは、これで質疑は終わりたいと思います。大変お忙しい中、ありがとうございました。

(国税庁退室)

○本田座長 それでは、これをもちまして本日の会議は終了させていただきます。なお、前回の会議以降に寄せられました国民の皆さまからのご意見・情報募集につきましては、資料として配付してございますので、後ほどご参照いただければと思います。

次回の日程でございますが、2月22日金曜日の14時から16時とさせていただきますと考えております。次回は、社会保険庁から中間整理を踏まえまして外部委託化の具体的な検討状況などについてヒアリングを行いたいと考えております。

本日の会議につきましては、この後私の方からブリーフィングを行いたいと思います。本当に今日はどうもありがとうございました。

以 上